

5-5

化学物質対策に係る問題点及び今後のあり方 (事業者の視点から見た化学物質対策の課

化成品工業協会

1. 現在実施している化学物質対策

個々の具体的な化学物質対策については、会員である化学企業主体で実施しており、例えば、以下が挙げられます。

- i) 国内外関連規制の情報収集と対応、及びその遵守
- ii) 各種レスポンスブルケア活動、ジャパンチャレンジプログラム活動（官民連携による化学物質の安全性情報収集・発信の取組活動）、HPV（高生産量物質の安全性データの優先的取得と評価）等の自主的な取組
- iii) MSDS（製品安全データシート）、イエローカード（輸送時の緊急時応急措置指針）等による情報伝達
- iv) 社内教育等

一方、化成品工業協会（以下、化成協）としては、中小規模の会員を多く抱えていることもあり、円滑に、また洩れのない対応を会員が図れる様、サポート活動を重点に実施しています。具体的には、以下が挙げられます。

- i) 国内外関連規制等の情報収集と電子メール等による会員への伝達
- ii) 関係官庁、有識者などによる講習
- iii) 関係官庁、団体等への協会意見の提出

また化成協は染料、顔料やゴム薬品等のいわゆる精密化学品を製造する企業を中心とした団体でもあり、幾つかの製品については、製品別の環境保安委員会を設け、例えばジャパンチャレンジプログラムに係るコンソーシアム活動、化審法第1種監視化学物質の自主管理活動等を実施中です。

2. 現行の法制度における課題

当協会も化学産業を担う一員として、WSSD目標の達成に向けて努力を続けているところではありますが、様々な課題に直面しております。基本的には、化学物質管理に関する法制度、法施行は、経済と環境との調和を図ることを念頭に、過剰な制限にならないように、規制と自主管理とのバランスが重要であると考えます。現在の課題を大別しますと、国内外の規制における不整合等の全体的な課題と、各種法令間、及

団体概要

- ◆会長：露木 滋
- ◆所在地：東京都港区六本木5-18-17
- ◆設立年：昭和23年
- ◆活動目的：
 - (1) 化成品工業界の総意を明らかにして、これに基づく政策の立案・推進を図る
 - (2) 化成品工業の発展に必要な事項につき調査・研究
 - (3) 会員相互の親睦及び啓発を図り、化成品工業の健全な発展、向上に資する
- ◆活動内容：
 - (1) 製品安全・環境保全に関する業務
 - (2) 国際化への対応に関する業務
 - (3) 事業活動支援に関する業務
 - (4) 広報、広聴

び個々の法令における技術面も含めた整合性の課題があると捉えています。

先ず前者ですが、当協会会員には精密化学品の生産に特化した中小規模の企業が多く、そのために多くの会員は、中国、インド等、生産コストが低く、化学品の法規制施行が先進国に比して厳格でない国々で生産された製品と競争を強いられるなど、大変厳しい状況に置かれています。このような中国、インド等の新興国で生産された製品、これは化学物質から最終製品に至るまで広い範囲にわたりますが、日本へのその輸入品に対する然るべき国内規制の充実と共に、新興国への実効ある規制適用のための支援が必要と考えます。

次いで後者ですが、国内においても関係法令は数多くあり、事業者は一つの物質について複数の法対応を行わねばなりません。最近では、それぞれ夫々で見直し、評価が同時並行的に進み、化管法、安衛法で例示される様に対象物質も増加の一途を辿っています。また、例えばGHSの国内導入に伴い、安衛法と消防法との関係でみられる様に、国内法令間の不整合も生じています。これらを受けて事業者側では、労働安全のための設備対応、MSDSの改定、及びP R T Rの為の新たな確認など様々な対応で作業が増加する形となっています。一方、REACHに代表されるように、海外の規制においても新たな毒性データの収集等が事業者に求められ、更にはその対応に代理人、コンサルタントが必要になるなど、時を同じくして海外法規における負担の増加も発生しています。なおこの場合、中小事業者においては、実務に係る経済的負担以外に海外法令の原文解釈も負担となりますので、翻訳を含む各国の法制度に関するタイムリーな解説、支援を希望します。

また、個々の法令の代表として化審法を取上げると、化審法では微量物質の同定を行わねばならない等の日本独自の規定も存在しています。このために、海外では規制のない物質が規制対象となる、或いは海外向けのデータのみでは不十分となるなど、追加的な対応が求められます。新規物質の届出においては、厳格な試験の実施が求められてコストや時間が掛かり、結果としてタイムリーな上市の機会を逃してしまう可能性もあります。

従って、新たな規制、及び規制の見直しにあたっては、省庁間の十分な調整、国際的な整合性の推進と共に、関係する事業者、中でも特に影響の大きい中小事業者の事前の意見聴取、規制の実施に対する十分な猶予期間の設定、過大な負担を要する場合の支援措置等をお願いします。現在のような厳しい経済環境の中、種々の規制が次々に強化されると、規制を受ける中小事業者では、資金、人材が限られているために必要な投資、対応等を短期的には行えず、結果として深刻な影響を受ける可能性が生じてしまいます。

3. リスクコミュニケーションにおける事業者の取組、現状の課題、今後のあり方

リスクコミュニケーションにおける最も大きな課題は、ステークホルダー間の信頼感の醸成にあります。情報公開のみで同一認識を導くことができれば良いのですが、通常それのみでは難しい為、問題が生じた際の影響の程度を関係者で共有できるしくみが重要です。事業者としても、例えば、MSDSやイエローカードの充実に努める、或いは地域住民との対話の機会を設ける等の取組を行ってきたところです。

しかし、化学物質については、最終製品に至るまでの道のりが長く、

一般消費者にはよく判らないが危険なものではないかと思われることがしばしばあります。更に、一度危険な物質として話題になると、直ちに代替品への転換を求められることがあります。ハザード情報、過去の事例等のないものへの転換はより大きな危険性が伴う可能性があることを理解して頂く必要があります。また、リスクはベネフィットとの比較において対応が図られるべきであり、一概にゼロリスクを求めるのは問題があると考えます。

従って、化審法見直しの審議の中でも取上げられている様に、化学物質は製造輸入段階の制限措置のみではなく、その使用の中で曝露とハザードによるリスク評価に基づき、またサプライチェーンの中で夫々管理していくことが重要です。事業者としても、使用者とともに必要な情報の提供を相互に行い、リスク評価の結果に基づいた適切な管理を目指していく所存です。

なお、見直し後の化審法におけるリスク評価については当面主体を行政にお願いする形となりますが、行政への情報提供にあたっては、事業者の有する化学物質情報に関する知的財産権や情報公開による企業の競争力への悪影響などへの配慮をお願いいたします。

4. 化学物質対策促進のための行政、マスコミ等に求めるもの

行政に対してですが、現状、化学物質管理に係る法令の見直し等においては、事業者の意見も多く取上げ、かつ考慮の上で審議を進めて頂いています。しかし、その上で幾つかの要望がございます。

先ず政省令を検討する際にも、事業者、特に中小企業の声を良く聞いて頂きたいと思えます。例えば、指定物質の範囲、閾値を決定される場合等に事業者にとって負担となる決定がなされ、混乱する場合があります。

次に他省庁との調整をよく行って頂きたいと思えます。地球温暖化の検討に例示される様に、類似目的の検討でありながら省庁ごとに個別に進められるなど、事業者として全体像を容易に把握できない場合がありますので、合同会合としてより多く設定頂くなどの工夫をお願い致します。

最後に、昨今の厳しい経済状況の中、中小企業への支援措置を特に検討して頂きたいと思えます。例えば米国では中小企業向けの規制の影響を軽減すべく、以下のような法制度があると聞いています。

i) Regulatory Flexibility Act

(新たな規制の中小企業に対する影響の評価とより低負荷の代替策の検討を求めている)

ii) Small Business Paperwork Relief Act

(規制による新たなペーパーワークの発生とその最小化の為、中小企業向けの方策を規定している)

なお、ここで付加しておきたいのが、欧米の法規制の中で、競争力と革新の向上が重視されている点です。日本国内においても国内産業の発展により大きく寄与し得る方策についても更に検討をお願いしたいと考えます。

一方、マスコミに対してですが、科学的に根拠のない報道により関係事業者が深刻な影響をうけることが無きよう、科学的、客観的な報道に

5章 有識者等の見解

努めて頂く様、希望します。例えば所沢のダイオキシン野菜報道のごとく、報道はひとたび行われると広範囲に影響し、また簡単に取消が効かないため、極めて慎重に行われるべきものです。また、リスクの概念に基づく報道を実施頂くよう併せてお願いしたいと思います。先に記述のように、一概にゼロリスクを求めるのは問題があることを消費者に啓蒙頂く働きを主体的に担って頂くことを希望します。